

大口町職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の範囲)

第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令に抵触せず、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、別表に掲げる範囲の文書等における事務に限るものとする。

2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令に抵触するおそれがない範囲で、旧姓を併記することを妨げない。

(1) 権力の行使に係るもの及び職員の身分を証明するもの

(2) 職員の権利義務に係る文書等で、他の機関に与える影響が大きいもの

(旧姓使用の承認申請)

第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書（様式第1）により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。

(旧姓使用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。

2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2）により、所属長を経由して、申請者に通知するものとする。

(旧姓使用職員等の責務)

第5条 旧姓の使用を承認された職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓の使用にあたり、町民、関係機関及び他の職員に誤解を生じさせたり、混乱を招いたりしないよう常に留意しなければならない。

2 旧姓使用職員は所属を異動することとなったときは、異動先の所属長に対して、

旧姓を使用していることを申し出なければならない。

- 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

（旧姓使用の承認取消）

第6条 町長は、第3条の承認をした後において、旧姓使用職員が旧姓を使用することにより職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用に係る承認を取り消すときは、旧姓使用承認取消通知書（様式第3）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。

（旧姓使用の中止）

第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届（様式第4）を、所属長を経由して町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、戸籍上の氏を改めた場合を除き、特別の事由がない限り、再び同じ旧姓の使用に係る承認を受けることはできない。

（旧姓使用職員の記録等）

第8条 町長は、第3条、第6条第1項及び第7条第1項の規定により旧姓の使用に係る承認等をしたときは、旧姓使用職員台帳（様式第5）により当該承認等の内容を記録するものとする。

（その他必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年12月23日 大口町告示第116号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

基準	文書等
1 単に氏名が記載された文書等	職場での呼称、名札、名刺、職員名簿、座席表、グループウェア関係（債権者登録を除く）
2 組織内部で使用する文書等のうち、容易に職員の同一性を確認することができる内容のもの	内示書、辞令書（育児休業及び懲戒・分限処分によるものは除く）、給与明細書、起案文書、決裁文書及び供覧文書等に係る押印、復命書、研修関係文書、事務引継書、事務分担表、自己申告書、個人目標管理シート兼人事評価書
3 職員の権利・義務に係る文書のうち、容易に職員の同一性を確認することができ、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの	タイムカード、旅行命令簿（但し、請求書を兼ねる場合は余白に戸籍上の氏を併記すること。）、各種休暇等の申請、時間外勤務命令簿、代休日指定簿、営利企業等従事等許可願、各種手当申請書（通勤届、住居届等）
4 その他	通知文の連絡先の氏名、法令に基づかない輕易な文書等で所属長が認めるもの

様式第 1 (第 3 条関係)

所属長確認	
-------	--

年 月 日

大口町長 様

所 属

職員番号

氏 名
(戸籍上の氏名)

旧姓使用承認申請書

下記のとおり旧姓を使用したいので申請します。

記

- 1 使用する旧姓（ふりがな）

- 2 戸籍上の氏となった日

年 月 日

- ### 3 戸籍上の氏の変更理由

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様
(戸籍上の氏名)

大口町長



旧姓使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 使用する旧姓（ふりがな）

2 使用開始年月日

年 月 日

様式第3（第6条関係）

年 月 日

様
(戸籍上の氏名)

大口町長



旧姓使用承認取消通知書

年 月 日付で承認した旧姓の使用については、下記のとおり取り消します。

記

1 使用の承認を取り消す旧姓（ふりがな）

2 使用取消年月日

年 月 日

3 使用を取り消す理由

様式第 4 (第 7 条関係)

所属長確認	
-------	--

年 月 日

大口町長 様

所 属

職員番号

氏 名
(戸籍上の氏名)

旧姓使用中止届

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

- 1 使用を中止する旧姓（ふりがな）

- 2 使用中止年月日

年 月 日

- ### 3 使用を中止する理由

